

特定医療法人景岳会 南大阪病院

N S T (栄養サポートチーム) 規定

(名称)

第1条

本チームは特定医療法人景岳会南大阪病院栄養サポートチーム（以下N S Tと言う）と称す。

(目的)

第2条 N S Tは、栄養状態を判定し栄養管理に問題のある患者様に対して、最も効果的な栄養療法について助言並びに適正な栄養管理を行い、治療効果を高め入院期間の短縮を図るとともに、N S T活動の推進を通して、本院の医療の質の向上を目指し、次の各号に掲げる項目を目的とする。

- 1) 適切な栄養管理方法の選択
- 2) 適切かつ質の高い栄養管理の提供
- 3) 栄養障害の早期発見と栄養療法の早期開始
- 4) 栄養療法による合併症の予防
- 5) 疾患罹病率・死亡率の減少
- 6) 病院スタッフのレベルアップ
- 7) 医療安全管理の確立とリスクの回避
- 8) 栄養素材・資材の適正使用による経費削減
- 9) 在院日数の短縮と入院費の節減
- 10) 在宅治療例の再入院や重症化の抑制

(組織)

第3条

N S Tは何れの部署にも帰属しない独立したチーム組織であり、統括は病院長によって行われる。

(チアマン及びディレクター)

第4条

病院長を長としその下にチアマン及びディレクターを置き、構成員の互選よりチアマン・ディレクターを選出する。

(チーム構成)

第5条

1) 医師、看護師、准看護師、臨床検査技師、管理栄養士、栄養士、言語聴覚療法士、作業療法士、理学療法士、放射線技師、事務職員及びその他の職員より構成される。

2) 各構成員の選定、任命、任期

①医師

栄養療法に興味をもち、又は知識と経験を有する医師若干名を病院長が任命する。複数任命した場合は1名をディレクターとして指名する。

②看護師、准看護師

1名ないし若干名を看護部門リーダーとしてチェアマンが指名する。

③管理栄養士、栄養士

1名をチーム構成員としてチェアマンが指名する。

④言語聴覚療法士、作業療法士、理学療法士

1名をチーム構成員としてチェアマンが指名する。

⑤①号から④号までに規定した構成員以外にその他の職員をチェアマンが構成員として指名することがある。

⑥各構成員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(活動)

第6条

NSTは、次の各号に掲げる活動を行う。

- 1) 栄養管理が必要か否かの判定（栄養アセスメント施行）
- 2) 適切な栄養管理が施行されているかのチェック
- 3) もっともふさわしい栄養管理法の提言（適切な栄養ルートの選択）
- 4) 栄養管理にともなう合併症の予防・早期発見・治療
- 5) 栄養管理上の問題点（コンサルテーション）
- 6) 新しい知識・技術の紹介・啓発
- 7) NSTミーティング、NST勉強会、NST大会の開催等

(連携)

第7条

NST活動を円滑に安全に運営するため、担当医師、担当看護師と連携しなければならない。

(院内協力体制)

第8条

NSTは、活動を円滑に行うため、診療部及び診療施設等の部署に対して協力を要請することがある。

附則

1. この規定は平成17年7月1日から施行する。
2. この規定の改正は構成員の賛成を得て、病院長の承認をもって改めることが出来る。